

八千代市議会政務活動費に関する内規

平成25年3月1日

令和4年4月1日一部改正

政務活動費の支出に当たっては、条例・規則の改正に伴い、使途内容について支出判断にばらつきがないよう「八千代市議会政務調査費の取り扱いに関する基準」及び「八千代市議会政務調査費使途基準運用指針」を見直し、新たに「八千代市議会政務活動費に関する内規」として示すこととする。

1. 政務活動費の執行に当たっての原則

政務活動費の執行に当たっては、条例第5条に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内で執行するものとし、その支出については、経費節減に努め、要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。また、適正な手続により執行されていることが明らかになるよう常に書類等を整理しておかなければならない。

2. 政務活動費を充てることができる経費と考え方

項 目		充当できる経費	例 示
1	調査研究費	会派が行う市の事務、 地方行政に関する調査 研究（視察）及び調査 委託に要する経費	○市の施策等について調査研究するための先進地視 察や現地調査の旅費 ○視察先への手土産 ○他市等の統計的調査を委託する場合の調査委託料 ○視察資料・報告書等の作成費
2	研 修 費	会派が開催する研修会 等に要する経費、他の 団体等が開催する研修 会等への参加に要する 経費	○市町村アカデミー等研修機関が開催する研修への 参加負担金、旅費 ○会派が行う研修会等のための会場借上げ料、講師 謝金、映写機借上げ料や資料印刷費又は購入費など ○他市の議員との情報交換等の会議に係る交通費、 会場借上げ料、弁当代

旅費の考え方

国内外を問わず先進地への調査及び現地調査、研修参加等に要する経費は、政務活動費の充当は可能であるが、その行程に私的な行動が組み込まれないことが条件である。

また、調査の内容や経費は、「政務活動費の執行に当たっての原則」に留意し、社会通念上容認される範囲のものとし、交通手段には、基本的に公共交通機関を利用するものとする。

(交通費)

- (1) 交通費については、鉄道、航空、バス等の公共交通機関を利用する際にその実費（旅券購入手続等に係る手数料含む）とする。
- (2) 旅券のキャンセルに伴う手数料等については、政務活動費を充当することができる。
- (3) 鉄道におけるグリーン車両の使用や航空におけるスーパーシートの使用など、割増料金については政務活動費の充当はできないものとする。
- (4) 公共交通機関の利用が困難であるなどの合理的な事情がある場合のタクシー代については、政務活動費を充当することができる。

(自家用車による現地調査等の経費)

- (1) 自家用車を使用し現地調査等を実施する場合は、移動した距離に1 km当たり 37 円を乗じた額を車賃として、また、現地の状況等により、駐車料金、有料道路代の実費についても、政務活動費を充当することができるものとする。
- (2) 車賃等の支出については、現地調査等の内容、場所等を記載した自家用車使用申請書兼報告書（別紙6）を議長に提出し、支出手続を行うものとする。

(宿泊料・食事代)

- (1) 宿泊料については、1泊（2食付き）につき、16,000 円を上限として、その実費を支給するものとする。
- (2) 宿泊料に食事代が含まれていない場合は、宿泊料 16,000 円から実費宿泊料を差し引いた額の範囲内で、夕食代と朝食代について、政務活動費を充当することができるものとする。ただし、夕食代は 3,000 円、朝食代は 1,500 円を上限額とする。
- (3) 上記以外の旅費の支出については、八千代市一般職員の旅費に関する条例の規定に準じて執行するものとする。

（報告書の作成義務）

先進地等の視察を実施，若しくは研修会等に参加した場合には，会派出張旅費等内訳（別紙５）若しくは自家用車使用申請書兼報告書（別紙６）により支出した旅費について，領収書等により精算を行うものとする。

また，視察の実施後，若しくは研修会等の参加後３０日以内に視察等報告書（別紙７）を議長に提出しなければならない。なお，視察等報告書は議長の確認後，原本は会派へ返還し，写しは議会事務局に備え付けることとする。

（研修費の弁当代）

会派が主催する研修時の弁当代については，午前午後にまたがる研修等の場合で，講師等と食事する場合に弁当代 1,500 円を上限として政務活動費の充当ができるものとする。

旅費の支出手続

会派の代表者は，政務活動費を使用し議員を出張させようとするときは，会派出張届（別紙４）に，会派出張旅費等内訳（別紙５）若しくは自家用車使用申請書兼報告書（別紙６）を添付して議長に提出し，必要な旅費等の支出を行うことができる。

項 目	充当できる経費	例 示
3 広 報 費	□会派が行う活動， 市政について市民に 報告するために要す る経費	○会派報等の印刷代，新聞折り込み料，郵送料 ○報告資料印刷代 ○報告会会場借上げ料
4 広 聴 費	□会派が行う市民か らの市政及び会派の 活動に対する要望の 意見聴取，住民相談 等に要する経費	○市民要望の広聴や意見交換時の会場借上げ 料，通知の印刷代や郵送するための通信費 ○市政アンケート等の作成費，郵送費，返信用 通信費
5 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	会派が行う要請・陳 情活動に要する経費	○国・県への補助金の要請や陳情等のための交 通費，資料印刷費など

項 目		充当できる経費	例 示
6	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	○会派活動全般に係るコピー機使用料，資料作成代，翻訳料，郵送代など
7	資料購入費	会派の行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費	○書籍・雑誌・CD-ROM等の購入費 ○新聞購読料
8	人 件 費	会派の行う活動を補助する職員を雇用するための経費	○事務所設置時の職員の雇用に係る賃金 ○会派報配布時の臨時的雇用 ○会派で行う現地調査等の臨時的雇用
9	事 務 費	会派が行う活動に使用する事務所の設置及び管理，又は事務用消耗品，事務機器等の購入及び賃借等に要する経費	○事務所の借上げ料，事務機器のリース代，維持管理費 ○プリンターや IC レコーダー，書架等会派で共通使用する備品購入費 ○プリンターインク，コピー用紙，筆記用具等の消耗品購入費 ○調査研究活動に要する作業服，安全靴等

事務所費の考え方

事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、政務活動がそこで行われている場合にのみ充当できるものであり、要件としては、次のように事務所としての形態を整えている場合に限定される。

- (1) 外観上、事務所として認識できる形態を有していること。
- (2) 事務所としての機能（事務所スペースを有し、事務用品等を備えていること。）を有していること。
- (3) 賃貸の場合には、基本的に会派が契約者となっていること。

会派は、事務所の設置に当たって、事務所名・所在地・床面積等を記載した書類を作成し、保存するものとする。また、賃借事務所で、その賃借料を政務活動費で支出している場合は、収支報告書に賃貸借契約書の写しを添付するものとする。

人件費の考え方

(事務所の設置に伴う人件費)

事務所設置に伴い職員を雇用する経費として、職員の賃金、手当等に政務活動費を充当することができる。

職員を雇用した場合は、業務内容・氏名・住所・生年月日・雇用期間等を記録するため、職員雇用調書（別紙9）を作成し5年間保存するものとし、賃金の支出に関しては、当初予算編成時の「賃金単価表」中、一般事務の額を使用するものとする。

(その他の人件費)

会派が行う調査研究活動等に臨時的に職員を雇用した場合は、賃金等の支払に政務活動費を充当することができる。なお、会派報個別配布等のため一時的に雇用した者への報酬は、一戸当たり5円（現在までの実績単価）とし、領収書を徴することにより職員雇用調書（別紙9）の記載を省略することができる。

書類郵送代について

書類等を郵送する場合は、郵便局へ持参し、郵便局の領収書を徴する方法を基本とする。

また、不特定多数の者に対するアンケート等の返信用には極力料金受取人払の方法をとり、切手使用は控えることとする。

なお、やむを得ず切手を購入する場合は、切手使用簿を作成し、使用内容等を明記するものとする。

備品の考え方

(1) 政務活動費を使用し購入できる備品は、会派の調査研究等の活動に要する共通使用の有用性が高い備品に限るものとする。

(2) 備品については、その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間にわたって使用に耐える物で購入価格が1万円以上の物とする。

(3) 次に類するものは対象とならない。

○テレビ、ビデオ、家具類（ロッカー等を含む）

○議員控室を利用する場合は、設置に工事等が必要となるもの

○その他、議員控室等の管理上支障が考えられるもの

(購入)

購入できる備品は、単年度で支払ができるものを対象とし、年度を越える分割購入はできないものとする。

(管理)

- (1) 事務局は、各会派が購入した備品について、政務活動費備品管理カード（別紙 8）を作成し管理するものとする。
- (2) 備品の管理は会派が行うことを原則とし、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令で定める年数）内での買換えは、特別な理由がない限りできないものとする。
- (3) 購入した備品は、議員の任期が満了したとき、会派が解散又は議会の解散により会派が消滅した場合は、その時点で事務局の管理するところとなる。ただし、議員の任期の開始後、同一の会派を結成した場合、会派内の協議により会派の構成員であった議員が新会派又は他会派において引き続き使用する場合は、備品を引き継ぐことができるものとする。
- (4) 事務局は、会派から管理が移った備品について、これを必要とする会派に貸し出すことができる。

(廃棄)

- (1) 会派は、耐用年数を経過した備品について、これを廃棄しようとするときは、事務局に申出を行い、その処理について協議するものとする。
- (2) 耐用年数を経過しない備品については、特別な理由がない限り、これを廃棄することはできない。
- (3) 政務活動費で購入した備品の廃棄に係る処分費は、政務活動費を充当できるものとする。
- (4) その他、この内規に定めのない事項については、関係する法令等に準ずるものとする。

図書の取扱い

会派は、政務活動費で購入した図書について、図書台帳（別紙10）に記入し管理するものとする。

3. 政務活動費の充当が不適当な経費

政務活動費の支出に当たっての原則に基づき、充当が不適当と考えられる主な経費について、具体的な例を示すこととする。

(1) 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費

○祝金、香典、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費

○病気見舞い、餞別、中元、歳暮、祝電、弔電、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費

(2) 政党活動経費

○党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費

○党活動に要する経費

(3) 選挙活動経費

○選挙運動及び選挙活動に要する経費

○各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費

(4) 会議等に伴う食事以外の飲食、遊興費

○飲食を主目的とする会議の出席費用

○各種団体等の会食だけの出席費用

(5) 後援会活動経費

○後援会活動に要する経費

○後援会事務所の設置及び維持に要する経費

(6) 私的活動に関する経費

○私的な旅行・観光等に要する経費

○議員が個人的に参加している団体への会費や会合への参加費

○調査研究等の活動のみに使用する明確な確認ができないもの（携帯電話等）への経費

○レクリエーション等の経費

4. 政務活動費の経理

(1) 基本認識

政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者は、政務活動費の適正な収支報告を行う前提として、各々の責任で政務活動費にかかる収支について、政務活動費経理簿（別紙1）に記入し、関係記録簿、証票類等とともに整理保存するものとする。

なお、保存期間は、政務活動費収支報告書（条例第4号様式）の提出期限の日から起算して5年を経過する日までとする。

(2) 基本手続

- ① 支出の決定は、代表者が行う。
- ② 出納は、代表者の承認を得て、経理責任者が政務活動費経理簿（別紙1）により行う。
- ③ 支出に当たっては、領収書を徴すること。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者発行の政務活動費支払証明書（別紙3）をもってこれに代えることができる。なお、路線バスの領収書等、領収書を徴することが困難な場合などはこの限りではない。
- ④ 政務活動費の出納のみを行うための会派名義の預金口座を備える。
- ⑤ 経理責任者は、所要の帳簿及び証書類等を整理保管する。

(3) 収支報告書の提出

会派の経理責任者は、条例の規定により、年度終了後30日以内に、当該政務活動費に係る収入及び支出に関し政務活動費収支報告書（条例第4号様式）を作成し、政務活動費経理簿（別紙1）及び当該支出に係る領収書等の証拠書類を政務活動費支出整理票（別紙2）に添付して議長に提出しなければならない。また、会派が解散した場合は、事実が発生した日から15日以内に収支報告書を作成し、政務活動費経理簿（別紙1）及び領収書等を政務活動費支出整理票（別紙2）に添付のうえ議長に提出しなければならない。

(4) 政務活動費経理簿の中間報告

政務活動費経理簿（別紙1）及び政務活動費支出整理票（別紙2）については、毎年、上期分（4月～9月支出分）を中間報告として、10月31日までに、その写しを議長に提出するものとする。

(5) 領収書のあて名

領収書等のあて名は、八千代市議会＋会派名とする。

(6) 領収書を徴することができない場合

領収書を徴することができない場合には、それに代わる証書類を備えておく必要がある。具体的には、次のような事例が想定される。

○口座振込により支出した場合は、振込金受取書の写し

○会派の口座から、自動引落としされている場合は、その通帳の写し

(7) 領収書に汚損、破損等が生じた場合

政務活動費支払証明書（別紙3）を作成し、証拠書類とする。

(8) 収支報告に係る書類の整理については、別表1のとおりとする。

5. 政務活動費に関する書類の公開

政務活動費に関する書類については、収支が確定し次第、政務活動費収支報告書（条例第4号様式）、政務活動費収支報告（条例第4号様式別紙）、政務活動費経理簿（別紙1）、政務活動費支出整理票（別紙2）を、議会事務局、情報公開室及び市ホームページにて公開する。公開に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するものとする。

この規定は、平成28年度交付分から適用する。平成27年度以前の交付分については、なお従前の例による。

6. その他

この内規は、政務活動費の用途について、その取扱いを具体的に示したものであるが、ここに定めのないもので擬義が生じた場合には、議長及び事務局と協議するものとする。

なお、この内規は、平成25年度交付分から適用する。

別表 1

収 支 報 告 に 係 る 整 理 書 類

項 目	収支報告書に添付するもの	会派に保管するもの	備 考
1 調査研究費	出張の場合の会派出張届（別紙4），会派出張旅費等内訳（別紙5）	左記写し	
	自家用車使用申請書兼報告書（別紙6）	左記写し	広報広聴等で使用した場合も同様
	視察等報告書（別紙7）の写し	視察等報告書（別紙7）	議長に提出後（写しを図書室保管）
	委託に関しては，調査件名，調査内容，調査期間，依頼先，調査結果報告書等を明確に記載した契約書等の原本	左記写し	
2 研 修 費	研修内容や開催日時・場所・対象者などの実施に要した経費の内訳が分かる開催案内等	左記写し	
	視察等報告書（別紙7）の写し	視察等報告書（別紙7）	議長に提出後（写しを図書室保管）
3 広 報 費	会派報		図書館に1部ずつ配布
	切手使用記録簿	左記写し	
4 広 聴 費	活動報告書	広聴活動の資料・経費等を記録し整理したもの	
5 要請・陳情活動費		要請・陳情活動の資料・経費等を記録し整理したもの	
6 資料作成費	資料の印刷製本費を支払った場合の，発注した原稿の原本	左記写し	複写機を使用した場合は，「市長が行う情報公開事務に関する八千代市情報公開条例施行規則別表」の単価を準用し，使用枚数に応じ年2回，議会事務局からの請求に対し支払うものとする。
7 資料購入費	書籍購入の場合は，業者発行の明細（発行元・本の題名・著者名・部数・値段が明記されているもの。）		
	図書台帳（別紙10）の写し	図書台帳（別紙10）	図書購入時には図書台帳に記載する。
8 人 件 費	事務所の設置に伴う職員雇用の場合の職員雇用調書（別紙9）の原本	職員雇用調書（別紙9）の写し	雇用する人数に応じては「給与支払い事務所等の開設届書」の税務署への提出や労働基準監督署，社会保険事務所等への諸手続きが必要となる。
	臨時雇用の場合の職員雇用調書（別紙9）	職員雇用調書（別紙9）の写し	会派報個別配布のための一時雇用については職員雇用調書（別紙9）を省略できる。
9 事 務 費	賃貸で事務所設置の場合の賃貸契約書の原本	左記写し	
		事務所設置の場合は，事務所名・所在地・床面積等を記載した書類	
	事務用消耗品及び機器等の購入にあつては，業者発行の明細（納品書等）を添付する。		